

令和8年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減を図るため、市町村が県内に住所を有する者を対象に行う住宅用自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入に関する補助事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、当該市町村に対し、令和8年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 国交付要綱

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和8年3月31日環地域事発第2603313号改正）をいう。

(2) 国実施要領

国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号改正）をいう。

(3) 太陽光発電設備

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。

(4) 蓄電池

充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。

(5) 住宅

自己の居住の用に供する戸建ての家屋をいう。（ただし、借家等は除く）

(補助対象経費及び補助金の額等)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 間接補助事業の対象となる者（以下「間接補助対象者」という。）は、県内に住所を

有し、かつ自らが居住する住宅に住宅用太陽光発電設備及び住宅用蓄電池を設置する個人とする。

- 3 国交付要綱に基づく脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業を実施する市町村のうち、住宅用自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の設置を当該交付対象事業とする市町村を除く。

(交付の申請等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

- 2 市町村は、原則、交付決定前に事業着手（契約又は工事の着手）してはならない。
- 3 補助金の交付決定前において、早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ事前着手届（第2号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、環境省から県に通知された令和8年度地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の内示以降（令和8年4月1日）の事業着手に限るものとする。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合は、事業変更承認申請書（第3号様式）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて知事に提出し承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

ア 連絡先の変更

イ 前号に掲げるもののほか、その他知事が軽微な変更と認める事項

- (2) 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出して承認を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和9年4月1日から5年間（第10第1項に規定する財産がある場合には、第10第2項に規定する期間）を保管しておくこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（第5

号様式) その他関係書類を第 10 第 2 項に規定する期間整備保管すること。

(6) 市町村は、間接補助対象者に対し、次の条件を付さなければならない。

ア 間接補助事業の内容を変更(知事が認める軽微な変更を除く。)する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

イ 間接補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 間接補助事業の状況、間接補助事業の経費の収支その他間接補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和 9 年 4 月 1 日から 5 年間(第 10 第 1 項に規定する財産がある場合には、第 10 第 2 項に規定する期間)を保管しておくこと。

エ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

オ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳(第 5 号様式) その他関係書類を第 10 第 2 項に規定する期間整備保管すること。

カ 間接補助対象者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を得て処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ 間接補助対象者がアからカまで又は第 10 第 1 項から第 3 項までにより付した条件に違反した場合には、市町村が行った補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市町村に納付させることがある。

(7) (6) により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(8) (6) のカ又はキの条件により市町村へ補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請の取下げの期日)

第 6 規則第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

(実績報告)

第 7 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認

を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年2月28日のいずれか早い期日までに実績報告書（第6号様式）に、別表に規定する添付書類を添えて行うものとする。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の返還）

第9 知事は、市町村が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）第3第3項に該当したとき。

（3）国交付要綱、国実施要領、県補助金規則及びこの要綱に違反したとき。

2 知事は、規則第15条の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

（財産の処分の制限）

第10 規則第19条第4号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数とする。

3 知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

4 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(その他事項)

第 11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 22 日から施行する。

別表（第3、第4、第7関係）

1 補助対象設備（自家消費型太陽光発電設備）

補助対象経費		間接補助対象者が青森県内の住宅に自家消費型太陽光発電設備（PPA及びリースによるものを除く）を導入するのに要する経費のうち、国実施要領別表第1に掲げる費目のうち、市町村が補助するのに要する経費であり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2ア（ア）の表中の「交付要件」を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 4 住宅の屋根に設置されるものであること。
補助金の額		間接補助対象経費の実支出額又は25万円のいずれか低い額以内の額（ただし、5万円/kW（工事費込み・税抜き）に応じた額を上限とする。）を間接補助対象者ごとに算出した合計額以内の額
交付申請書	様式	第1号様式
	提出期限	令和8年5月8日まで
実績報告書	様式	第6号様式
	提出期限	令和9年2月28日まで
	添付書類	1 間接補助対象者ごとの実績一覧表（第6号様式別表1及び別表2） 2 施工前後の写真 3 間接補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 4 工事費用の支払いを確認できる書類 5 市町村の補助金交付要綱 6 市町村の補助金交付決定通知書（写） 7 市町村の補助金交付確定通知書（写） 8 財産管理台帳（第5号様式）

その他交付要件	• 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、補助金の交付の対象外とする。 • 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	交付申請書（第１号様式）及び実績報告書（第６号様式）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

2 補助対象設備（蓄電池）

補助対象経費		間接補助対象者が青森県内の住宅に設置する自家消費型太陽光発電設備の付帯設備であって、住宅に設置される蓄電池（20kWh未満）（P P A及びリースによるものを除く）を導入するのに要する経費のうち、国実施要領別表第1に掲げる費目のうち、市町村が補助するのに要する経費であり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2ア（イ）の表中の「交付要件」を満たすこと。 2 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金の額		間接補助対象経費の実支出額の1／3に相当する額又は35万円のいずれか低い額以内の額（ただし、蓄電池容量が14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超える場合は、蓄電容量に14.1万円/kWhを乗じた額の1／3を上限とする。）を間接補助対象者ごとに算出した合計額以内の額
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	令和8年5月8日まで
実績報告書	様式	第6号様式
	提出期限	令和9年2月28日まで
	添付書類	1 間接補助事業対象者ごとの実績一覧表（第6号様式別表1及び別表2） 2 施工前後の写真 3 間接補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 4 工事費用の支払いを確認できる書類 5 市町村の補助金交付要綱 6 市町村の補助金交付決定通知書（写） 7 市町村の補助金交付確定通知書（写） 8 財産管理台帳（第5号様式）
その他交付要件		・ 国実施要領別紙2の2ア（イ）の表中の交付要件dについては、複数者からの見積りの取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等により本

	事項を満たすこととする。その上で、家庭用： 12. 5万円/kWh以下の蓄電システムの導入が困難であった場合は、補助金の額の範囲で補助金の交付の対象とすることができる。 ・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、補助金の交付の対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	・交付申請書（第1号様式）及び実績報告書（第6号様式）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。